

事業者の皆様へ

商店・会社などの事業所から発生するごみ(事業系ごみ)は、廃棄物処理法により事業者自らの責任による適正な処理が義務付けられています。

※違反した場合は懲役や罰金刑が科せられることもあります。

事業系ごみは、 家庭ごみの集積所には一切出せません!

習志野市では、事業系ごみの適正排出を推進しています。
市では、家庭ごみ集積所の調査やパトロール等を行っています。
事業系のごみを発見した場合は、排出元を特定し、直接指導を行っています。



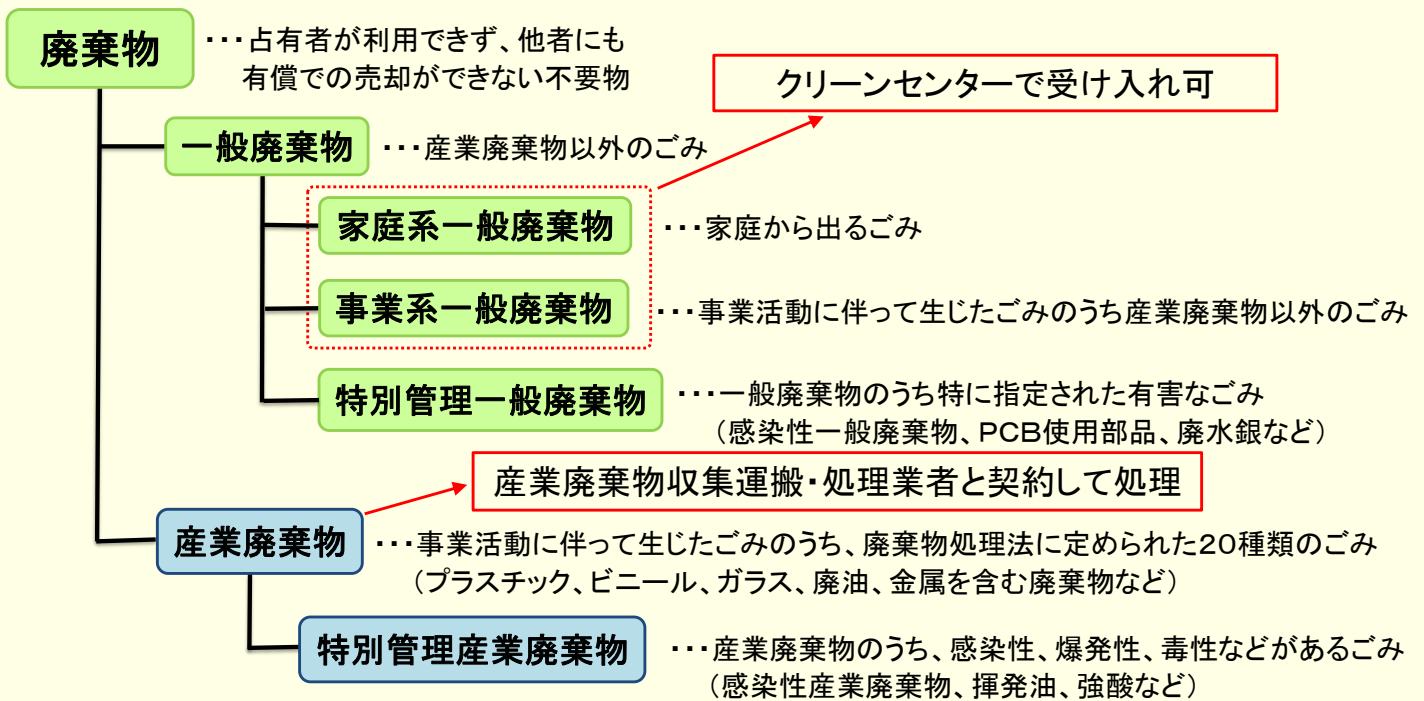
家庭ごみ集積所

事業系ごみとは

商店・飲食店・工場・会社等事業所から出る全てのごみのことをいいます。

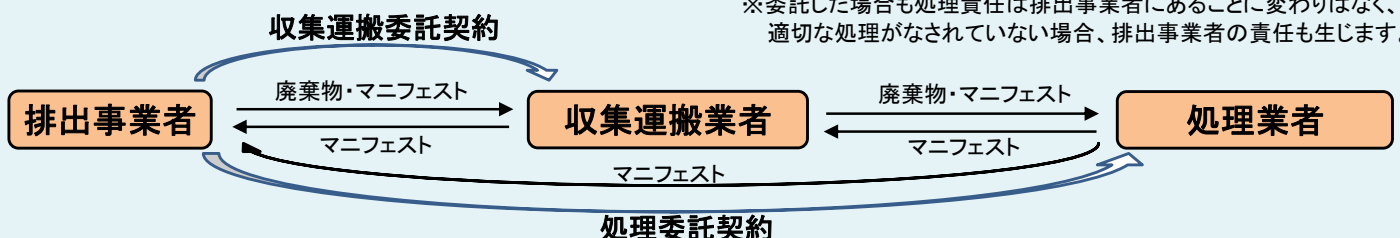
※事業系ごみは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

業種を問わず事業活動に伴って排出される【① 燃え殻、② 汚泥、③ 廃油、④ 廃酸、⑤ 廃アルカリ、⑥ 廃プラスチック、⑦ ゴムくず、⑧ 金属くず、⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑩ 鋤さい、⑪ がれき類、⑫ ばいじん】、特定の業種における【⑬ 紙くず、⑭ 木くず、⑮ 繊維くず、⑯ 動植物性残さ、⑰ 動物系固形不要物、⑱ 動物のふん尿、⑲ 動物の死体】、および、【⑳ ①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物に該当しないもの】など廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた20種類の廃棄物は産業廃棄物となり、それ以外の廃棄物が一般廃棄物となります。



産業廃棄物は市では一切処理できません。排出事業者は産業廃棄物運搬業者及び処理業者と書面契約のうえ産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適切に管理する必要があります(5年間保存)。

※委託した場合も処理責任は排出事業者にあることに変わりはなく、適切な処理がなされていない場合、排出事業者の責任も生じます。



事業系一般廃棄物と産業廃棄物は分別してください！

事業系一般廃棄物

古紙	新聞、雑誌、段ボール、OA用紙、紙パック等	
生ごみ	食べ残し、調理残渣等	
木くず	木の枝、草、剪定枝等 (木製パレットは産廃)	
古布	綿の作業服、制服等 (合成繊維は産廃)	
一般ごみ (燃えるごみ)	汚れた紙や布、リサイクルできない紙等	
その他	弁当容器、ビン・缶、ペットボトル等 (従業員が飲食したものに限り)	

再生事業者に委託する等可能な限りリサイクルに努めてください
一般廃棄物収集運搬業者に委託し処理してください

産業廃棄物

廃プラスチック類	ペットボトル、発泡スチロール、ビニール、タイヤ、合成繊維等	
金属くず	空き缶、刃物、配管、金属製の椅子や机	
ガラス・陶器くず	ビン、食器類、瓦、レンガ、コンクリートくず	
廃油	食用油、潤滑油、石鹼	
その他	薬品類(廃酸、廃アルカリ) 蛍光灯(ガラスくず、金属くず) 電池(汚泥、金属くず) 家電製品(廃プラ、金属くず)	
感染性廃棄物	血液等・病原菌等が付着または付着する行為に関するもの	

クリーンセンターには搬入できません！
産業廃棄物収集運搬業者に委託し処理してください。

- 事業系一般廃棄物の適正処理について 習志野市役所クリーンセンタークリーン推進課
TEL:047(453)5577 <http://www.city.narashino.lg.jp/kurashi/gomi/gomi/jigyokeigomi.html>
- 産業廃棄物の適正処理について 千葉県環境生活部廃棄物指導課
TEL:043(223)2757 URL:<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/gaiyou.html>